

審議会等設置状況

（ 令和6年8月1日現在 ）

審議会等の名称	伊万里市民賞表彰審査委員会
設置の根拠	伊万里市民賞表彰要綱
設置の目的	産業、スポーツ等の様々な分野において優秀な成績を収め、市民に明るい希望と活力を与えるとともに、本市の名声を高めることに顕著な功績があった者に対し、伊万里市民賞を与えるため
設置年月日	平成18年1月16日
委員数	6人
委員の任期	2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	総務部秘書課秘書係（電話番号0955-23-3390）

伊万里市民賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業、スポーツ等の様々な分野において優秀な成績を収め、市民に明るい希望と活力を与えるとともに、本市の名声を高めることに顕著な功績があった者に対し、伊万里市民賞を与えることについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 伊万里市民賞の表彰は、次の各号のいずれかに該当する本市住民若しくは本市出身者又は本市に所在する団体に対して行うものとする。

- (1) 全国規模以上の展覧会、コンクール等で最高位又はこれに準ずる成績を収めた者
- (2) 全国規模以上の各種競技会等で優勝又はこれに準ずる成績を収めた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の名声を高めることに顕著な功績があったと市長が認める者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、次条に規定する伊万里市民賞表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て市長が決定するものとする。

(審査委員会)

第4条 伊万里市民賞の表彰について審査するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、委員6名以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 伊万里市文化連盟の代表者
 - (2) 伊万里市スポーツ協会の代表者
 - (3) 伊万里商工会議所の代表者
 - (4) 伊万里市農業協同組合の代表者
 - (5) いまり女性ネットワークの代表者

(6) 副市長

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 7 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 8 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 9 委員は、自己に関する案件の審議に加わることができない。

(表彰の方法)

第5条 被表彰者には、表彰状及び記念品を授与する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、随時行う。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、総務部秘書課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成18年1月12日告示第2号)

この要綱は、告示の日から施行する。なお、平成17年度から適用する。

附 則 (平成19年9月3日告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年11月25日告示第227号)

この要綱は、告示の日から施行する。